

[事案 28-338] 特定疾病保険金支払請求

・平成 30 年 3 月 25 日 和解成立

<事案の概要>

契約時および契約後の募集人の誤説明を理由として、責任開始前にかんに罹患していたために支払対象外となった特定疾病保険金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

募集人から、がんに罹患したことがあっても 5 年経っていたらがん保険に入れるとの説明を受け、平成 18 年に特定疾病保障特約付きの終身保険に加入した後、平成 21 年に保険金額を増額して特定疾病保険を含む組立型保険へ転換、平成 24 年にがん保険金が出るとの説明を再び受けて契約見直しをした。平成 28 年に甲状腺腫瘍と診断され手術を受けたので、特定疾病保険金を請求したが、保険会社から約款所定の支払事由に該当しないとして支払いを拒否された。

しかし、以下の理由により、特定疾病保険金を支払ってほしい。

- (1) 募集人は、平成 18 年の契約時に、自分ががんに罹患したことがあると知っていた。
- (2) 募集人は、平成 18 年と 24 年に上記のとおり誤説明をした。
- (3) 平成 27 年に不審に思い、がんの場合は保険金が支払われるのか確認した際にも、募集人および募集人の上司からもがん保険金は支払われると説明されたので、組み合わせされていた他の保険を見直し解約する傍らで、特定疾病保険は継続してきた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 特定疾病保険金の支払理由について、約款に「責任開始期前を含めて初めて悪性新生物に罹患し、医師によって病理組織学的所見（生検）により確定診断された時」と定めており、申立人は責任開始期前に悪性新生物に罹患していたため、今回の甲状腺腫瘍に対する特定疾病保険金は支払対象外である。
- (2) 平成 18 年当時、募集人は、申立人ががんに罹患していたことを聞いていない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人は特定疾病保険金の支払事由に該当せず、特定疾病保険金の支払いは認められないが、平成 24 年の見直し提案時には募集人は申立人からがんに罹患をしたことを聞いていたものと認められ、平成 27 年に平成 24 年の募集人の誤説明を知って募集人の上司が行った特定疾病保険に関する説明も不明確なものであったと認められることから、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。